

第2問

XとYは日頃から一人暮らしのお年寄りの家に侵入し、強盗を行ってきた。

平成31年2月19日、XとYは、いつもの通りの反抗を行うことを決め、強盗行為の実行はXが行い、Yは、Xの逃走を助け、得られた財物は7:3の割合で分配することで合意した。

同日15時30分、Xは、A宅に侵入し、その場にいたA(85歳女性)の胸ぐらをつかんで仰向けに倒し、左手で頸部を絞めつけ、右手で口部を押さえ、さらにその顔面を夏蒲団で覆い、鼻口部を圧迫するなどして、同女の反抗を抑圧した上、同女所有の現金および預金通帳を強取し、その際前記暴行により、同所において、Aを即時死に至らしめた。

尚、Aは、心臓疾患を抱えており、Xの上記暴行は、それ自体が死因を形成するようなものではなく、Aの心臓疾患と相俟って、Aの死亡結果を引き起こしたものとする。

X、Yの罪責を検討せよ。